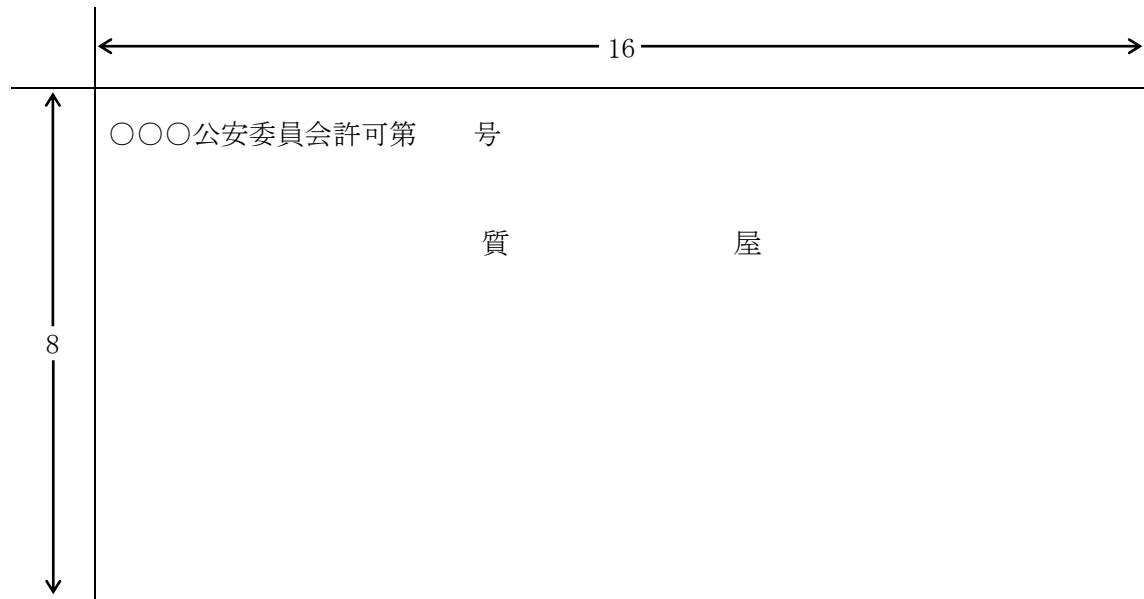


第2号(標識)



- 備考
- 1 材質は、金属又はこれと同程度の硬度を有するものとする。
  - 2 塗色は、灰色地に白文字とする。
  - 3 番号は、許可証の番号とする。
  - 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。